

医政発 0324 第 17 号
令和 4 年 3 月 24 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

医療法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 79 号）については、別紙のとおり令和 4 年 3 月 24 日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、医療機関、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

○ 医師について令和 6 年 4 月 1 日から、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）による時間外労働の上限規制の適用が開始されることに伴い、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）について、

- ・ 医療機関の管理者に、長時間労働の医師の健康管理の体制整備を義務付けること
- ・ 医療機関の管理者に、長時間労働の医師に対する面接指導等の健康確保のための措置を義務付けること
- ・ 地域医療の確保等のために医師の長時間労働が必要となる医療機関（以下「特定労務管理対象機関」という。）を指定（※）し、都道府県が労働時間短縮のための支援を行う等の仕組みを創設すること

等が、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。

※ 医療機関において医師が従事する業務の中には、（a）地域の医療提供体制を確保するため又は（b）一定の期間で集中的に必要な知識や技術を習得するために、業務の性格上、一定の長時間労働が不可避となるものが存在する。（a）に係るものについては「特定地域医療提供機関」又は「連携型特定地域医療提供機関」と、（b）に係るものについては「技能向上集中研修機関」又は「特定高度技能研修機関」として、医療機関からの申請を受けて都道府県知事が指定し、これらの指定を受けた医療機関の類型を「特定労務管理対象機関」と総称する。

（参考）特定高度技能研修機関

指定の対象となる医療機関は、高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野において、当該技能（以下「特定高度技能」という。）を有する医師を育成する上で必要な研修を効率的に提供する体制が確保されている医療機関であり、一定期間で集中的な診療を経験することにより特定高度技能を修得するために、当該医療機関で研修を受ける医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関

- 上記の枠組みにより指定を受ける医療機関のうち、「特定高度技能研修機関」については、特定高度技能を有する医師を育成するための研修を行うことによりやむを得ず長時間労働となる医療機関について、当該医療機関の開設者の申請により都道府県が指定することとされているところ、当該指定を行う場合には、当該医療機関が、特定高度技能を有する医師を育成するために、当該特定高度技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けていることが必要とされており（改正法第3条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第120条第1項）、また、病院又は診療所の管理者は、当該確認を受ける際には、政令で定める額の手数料を納付しなければならないとされている（新医療法第121条第1項）。
- このため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）の一部を改正し、新医療法第120条第1項の確認を受けようとする病院又は診療所が納付しなければならない手数料の額を定めることとした。

第2 改正の内容

- 新医療法第121条第1項の規定により、病院又は診療所が納付しなければならない手数料の金額は、3万3千円とする。

第3 施行期日

- 改正法第121条第1項が令和6年4月1日施行であることから、本政令も令和6年4月1日施行とする。

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

政令第七十九号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

第十五条 法第二百一十一条第一項の政令で定める手数料の額は、三万三千元とする。

附則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

○ 医療法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （高度な技能の修得のための研修を行う能力の確認に係る手数料） 第十五条 法第二百一十一条第一項の政令で定める手数料の額は、三万三千円とする。	附 則 （新設）